

○蟹江町総合計画審議会条例

昭和52年7月9日

条例第15号

改正 昭和55年9月24日条例第17号

平成18年3月23日条例第3号

平成21年3月31日条例第3号

平成22年3月24日条例第2号

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、蟹江町総合計画審議会の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 町長の諮問に応じ、町の総合計画に関し必要な調査及び審議を行うため、蟹江町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 町議会議員
- (2) 教育委員会の委員
- (3) 農業委員会の委員
- (4) 町の区域内の公共的団体の役員及び職員
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 町の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会長)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第7条 審議会に、調査又は審議を補助するため幹事を置くことができる。

2 幹事は、町の職員その他相当と認める者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

3 幹事は、審議会に出席して意見を述べることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、政策推進室政策推進課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、昭和52年7月1日から施行する。

附 則 (昭和55年条例第17号)

この条例は、昭和55年10月1日から施行する。

附 則 (平成18年条例第3号) 抄

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年条例第3号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年条例第2号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。